



携帯電話と 医療機器について

臨床工学技士
仲尾次 政隆



現代社会において、携帯電話はもはやなくてはならないツールの一つとなっています。

実際、現在の携帯電話には単に通話だけではなく、メールはもちろん、機種によってはインターネット、地図（ナビ）表示、ゲーム、カメラ、テレビをみたりラジオや音楽を聴いたりなど、パソコンにも劣らない機能が多数あります。

総務省の調査では、1997年で10%に満たなかった普及率が、2011年度末の時点では93.3%となっており、持っていない人を探す方が難しい時代になっています。

こんな便利な携帯電話ですが、一方で問題点が多くあるのもまた事実です。

不特定多数の人がいる場所で、大声で話をしたり、しんと静まり返った場所で突然着信音が鳴ったりといったマナー上の問題や、自転車や自動車などを運転中に通話をしたりといった違法な使用も目につきます。

当院ではこれまで、建物内は病棟食堂以外の場所での携帯電話使用はお断りしてきました。これは、マナー面もさることながら、医療機器に対して誤作動を及ぼすことが問題となり、特にペースメーカーなど体内植え込み式の医療機器には致命的な誤作動を及ぼす危険性があるといわれ、当院のみならず他病院や公共施設などで使用禁止とされてきました。

しかし、平成22年3月に発表された総務省電波環境協議会の報告では、植え込み式心臓ペースメーカー41機種、同除細動器28機種を対象に、現在主流となっている第3世代携帯電話のひとつ前、第2世代（第3世代に比べて出力が大きく、医療機器に対する影響も大きい）で調査した結果、15cm以上離して使用すれば誤作動等の不具合は発生しないとの実験結果が出され、さらにこの15cmに安全率7cmを加え、医療機器から22cm以上離して使用するよう指針を出した結果、徐々にではありますが、緩和される方向に進んでいます。

このことから、当院でも使用エリアを拡大する方向で検討を重ねた結果、以下の通りとさせていただきます。

病棟では、今までの食堂に加え、個室内でも医師の許可があれば通話も可能になります。大部屋の場合、通話をご遠慮いただきますが、メールは可とします。

外来では、新たに公衆電話付近、救急診察室前の廊下を使用可能エリアとして追加しました。緊急にご家族などにご連絡をする際は、この付近をお願いします。もちろん、従前どおり建物の外は全面的に使用可能です。（使用の可否については、ポスターなどで表示します）

いずれの場合も、着信はマナーモードにいただき、通話も小声で、他の方々にご迷惑とならないようなご配慮をお願いいたします。特に救急診察室前廊下では、中で診療が行われておりますので、充分なご配慮をお願いいたします。